

㉙ 平成 29 年度放課後児童クラブ入所児童を募集します

放課後児童クラブは、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として開設しています。

入所基準 保護者が放課後または学校休業日に保育できない児童（共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由）

対象児童 小学校 1 年～6 年生 ※施設定員を上回る申込みがあった場合は、低学年等を優先します。

書類設置場所 子ども福祉課、各支所福祉課、各小学校併設児童クラブ

市ホームページ（「児童クラブ」で検索）

申込方法 申込書および保育できない証明書等（保護者数分）に必要事項を記載のうえ、窓口で直接お申し込みください（FAX、郵送は不可）。

申込期限 12 月 9 日（金）

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日・祝日を除く）

申・問 子ども福祉課（内線 165）、笠間支所福祉課（内線 72134）、岩間支所福祉課（内線 73173）

㉚ 放課後児童クラブ冬休み一時入所申込みを受け付けます

各小学校の児童クラブでは、定員に空きがある場合に、平成 28 年 12 月 25 日（日）～平成 29 年 1 月 7 日（土）の冬休み期間中、家庭で保育できない児童をお預かりします。

※日曜日および年末年始期間（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く。

入所基準 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由

申込方法 申込書および保育できない証明書等（保護者数分）に必要事項を記載のうえ、窓口で直接お申し込みください（FAX、郵送は不可）。

※必要書類は子ども福祉課、各支所福祉課に用意してあります。また、市ホームページからダウンロードできます（「児童クラブ」で検索）。

申込期限 12 月 9 日（金）

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日・祝日を除く）

※定員の空き状況および申込み状況により選考を行い、結果を 12 月 20 日頃までに連絡します。

申・問 子ども福祉課（内線 165）

㉛ 第 10 回歌声広場の参加者を募集します

ギター、ウクレレ、フルートの伴奏にあわせて童謡唱歌、昭和歌謡、懐メロなど、みんなで大きな声で歌いませんか。歌が好きな仲間と明るく楽しい時間を過ごして、脳を活性化させ元気に過ごしましょう。10 回目を記念して、時間を 30 分延長し、楽しい企画も加えます。お気軽にご参加ください。参加費は無料です。

日時 12 月 13 日（火）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

会場 友部公民館 3 階大ホール（笠間市中央 3-3-6）

演奏 ボランティア演奏グループ ローサス

定員 130 名（先着順）

持ち物 飲み物

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 11 月 30 日（水）

申・問 吉澤 TEL 0296-77-2402

笠間市立病院で、日曜・平日夜間初期救急診療を行っています。

平日夜間 19 時～21 時（土曜日・祝日・年末年始を除く） 日曜日 9 時～17 時
⑩ページ TEL 0296-77-0034（電話確認のうえ、受診してください。）

㉜ 犬や猫は責任をもって飼いましょう**○野良猫への餌やりはやめましょう。**

野良猫への餌やりについては、「飼い主とみなされ慰謝料の支払いなどを命じられた判例」があります。動物愛護の精神であっても、また屋外であっても、猫に餌や住家を提供し続けると飼い主として責任を負うことがありますので、野良猫に対する安易な餌やりは絶対にしないでください。飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

○猫は室内で飼いましょう。

交通事故や感染症、ご近所へのふん尿やいたずらなどのトラブルを避けるためにも、猫は室内で飼いましょう。

○犬・猫を捨てるのはやめましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。子犬や子猫が生まれて困るより、あらかじめ避妊・去勢手術を受けましょう。

問 環境保全課（内線 125）、笠間支所地域課（内線 72115）、岩間支所地域課（内線 73115）

㉝ 野焼きは禁止されています

野焼きとは、一般家庭から出るごみ等をそのまま燃やしてしまう行為のことです。屋外での野焼きは、例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「笠間市環境基本条例」「茨城県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。農業や林業を営むためにやむを得ないものや軽微な焼却であっても、周辺地域の生活環境に支障がある場合は、指導の対象となります。近隣住民の方への配慮をお願いします。

問 環境保全課（内線 125）、笠間支所地域課（内線 72115）、岩間支所地域課（内線 73115）

㉞ S マーク（標準営業約款制度）をご存じですか？

このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣の認可を受けた約款に基づき営業している安全・安心なお店です。

S マーク登録店では、

- ・サービス・メニューについて表示しています。
- ・資格者の氏名を表示しています。
- ・万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
- ・業種ごとに定められたさまざまな基準を遵守しています。



S マークは消費者の皆さんにご利用いただく際の安全・安心の目印です。登録店には標識が掲出されています。

問 (公財) 茨城県生活衛生営業指導センター TEL 029-225-6603 メール ibarakicenter@seiei.or.jp

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「ごみ処理」で検索）
⑤ページ